

令和7年度「介護保険負担限度額認定」についてのご案内

施設サービス等を利用される際に負担していただく食費や居住費が、低所得者の方にとって過重な負担とならないよう、申請により負担の軽減を図ります。該当される方は、介護保険課の窓口で申請してください。現在、認定証を交付されている方も、引き続き減額を受けるためには、8月29日(金)までの申請が必要です。



対象となるサービス

- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）サービス
 - 介護老人保健施設サービス
 - 介護医療院サービス
 - 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
 - （介護予防）短期入所生活介護
 - （介護予防）短期入所療養介護
- ※「通所介護」「通所リハビリテーション」「グループホーム」などのサービスは対象外です。

認定要件 ※下記の2点の両方を満たすことが要件となります。

- 世帯の全員（世帯を別にしている配偶者を含む）が住民税非課税
 - 預貯金等の資産の合計額（配偶者がいる方の場合、配偶者との合計額）が
- | | |
|-------|-----------------------|
| 第1段階 | 単身1,000万円、夫婦2,000万円以下 |
| 第2段階 | 単身 650万円、夫婦1,650万円以下 |
| 第3段階① | 単身 550万円、夫婦1,550万円以下 |
| 第3段階② | 単身 500万円、夫婦1,500万円以下 |

申し込み・問い合わせ
介護保険課 ☎22-1793

令和7年度国民年金保険料 免除申請を7月から受付

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が「免除」または「猶予」される制度があります。免除申請には所得要件があり、本人、配偶者および世帯主（50歳未満の方が対象の納付猶予は本人および配偶者）の前年所得が対象となります。令和7年度分（令和7年7月分から令和8年6月分まで）の免除申請を7月1日(火)から受付します。※過年度分の免除申請は、申請時点から過去2年1カ月前の月分までさかのぼって申請ができます。

申請時に必要なもの

マイナンバーカードまたは個人番号通知カード（記載事項が住民票と一致しているもの）、基礎年金番号を確認できるもの（年金手帳や基礎年金番号通知書等）、本人確認書類、委任状（代理人（本人以外）が来庁する場合のみ）

※退職（失業）したことを確認できる雇用保険受給資格者証または離職票が必要な場合があります。

問い合わせ 保険年金課 ☎22-1118

戸籍にフリガナが記載されます！

令和7年5月26日施行の改正戸籍法により、新たに氏名のフリガナが戸籍に記載されることになりました。

施行日時点の本籍地の市区町村から、戸籍に記載される予定の氏名のフリガナの通知が届きますので、ご確認ください。本市は7月中旬以降に通知ハガキを発送する予定です。

通知されたフリガナが正しい場合は、届出の必要はありません。届出がない場合、通知されたフリガナが令和8年5月26日以降に戸籍に記載されます。通知されたフリガナが誤っている場合は、マイナポータルからオンラインで届出をしていただくか、市区町村役場の窓口または郵送で届出をしてください。制度に関する詳細は法務省公式ホームページ（「法務省 戸籍 フリガナ」で検索）をご覧ください。

問い合わせ 法務省コールセンター
☎0570-05-0310
市民生活課
戸籍振り仮名届出専用窓口
☎24-8063

阿南市国民健康保険にご加入されている方のお手元の健康保険証の有効期限は令和7年7月31日に満了となります。

健康保険証の有効期限が切れた後は、**マイナ保険証**か**資格確認書**で医療機関・薬局にて受付をしてください。

マイナ保険証 の利用をご希望の方	利用登録済み の場合 ▶ そのまま医療機関等でご利用ください。
	未登録 の場合 ▶ 医療機関等にある顔認証付きカードリーダーで利用登録ができます。 ※マイナポータル等でも登録できます。
マイナ保険証をお持ちでない方	お手元の健康保険証の有効期限前に、申請しなくても 資格確認書 が郵送により交付されます。 ※要件により、交付されない場合があります。
マイナ保険証の利用が困難な方	介助が必要な方や障がいがある方など、マイナ保険証での受付が困難な方は 申請すれば資格確認書が交付されます。

問い合わせ 保険年金課 ☎22-1118

「阿南市国民健康保険加入者」対象

令和7年度日帰りドック(人間ドック)受診者を募集しています。

対 象 者	次の①から③すべて該当する方		
	①令和7年4月1日から受診日まで継続して阿南市国民健康保険に加入されている方		
	②令和6年度までの阿南市国民健康保険税を完納されている世帯の方		
	③令和7年4月1日に満30歳以上および受診時に満74歳以下の方		
受 診 機 関	岩城クリニック（学原町）（募集定員34人）		
受診可能期間	令和8年3月まで（詳細な日程は医療機関と要相談）		
個 人 負 担 額	13,000円 ※乳がん検診（マンモグラフィー）を受ける場合、検診代2,800円が別途必要		
募 集 締 切	令和7年7月18日（金）まで（当日必着）		
申 込 方 法	【1】電子申請 右記の2次元コードからお申し込みください。		【2】はがき はがきに①郵便番号 ②住所 ③氏名 ④生年月日 ⑤電話番号 ①から⑤すべてを明記のうえ、保険年金課までお送りください。
			<送付先> 〒774-8501 阿南市富岡町トノ町 12 番地 3 阿南市保険年金課ドック担当 宛

※電話・市役所窓口による申込受付はしていません。

<申込時の注意>

※ドックを受診されると特定健康診査は受診できません。ドックを受診される方には、6月下旬に送付しました令和7年度特定健康診査受診券を返却していただきます。保健センターが実施する「がん検診」もドックと重複する検査項目は受診できません。

※複数応募しても1件とカウントします。

※医療機関の空き状況によっては、今年度75歳の誕生日を迎える方は受診できない場合があります。ご了承ください。

※応募者数が受診人数を超えた場合は、抽選となります。

※ドックの受診者として決定された方には、7月下旬頃に必要書類を郵送でお送りします。

※ドックの受診結果は、受診者だけでなく、阿南市国民健康保険でも受領します。その結果により得られた個人情報については、阿南市国民健康保険が実施する保健指導および集計・分析による統計に利用します。また、特定健康診査の対象者である受診者のドックの受診結果については、その一部を特定健康診査データとして管理し、特定保健指導に利用されることをご了承の上、お申し込みください。

検査項目	基本項目（自己負担額で受けられる項目）
	診察・身体測定・尿検査・腎機能・肝機能・血液一般・血清脂質・代謝系・炎症反応・腫瘍マーカー・胸部X線・便検査・血圧・心電図・腹部超音波・視力・聴力・消化管検査（胃バリウムのみの実施となります。ご了承ください。）
	婦人科項目 乳がん検診（マンモグラフィー）※検診代2,800円が別途必要。※子宮頸がん検診（細胞診）の助成はありません。

問い合わせ 保険年金課 ☎22-1118

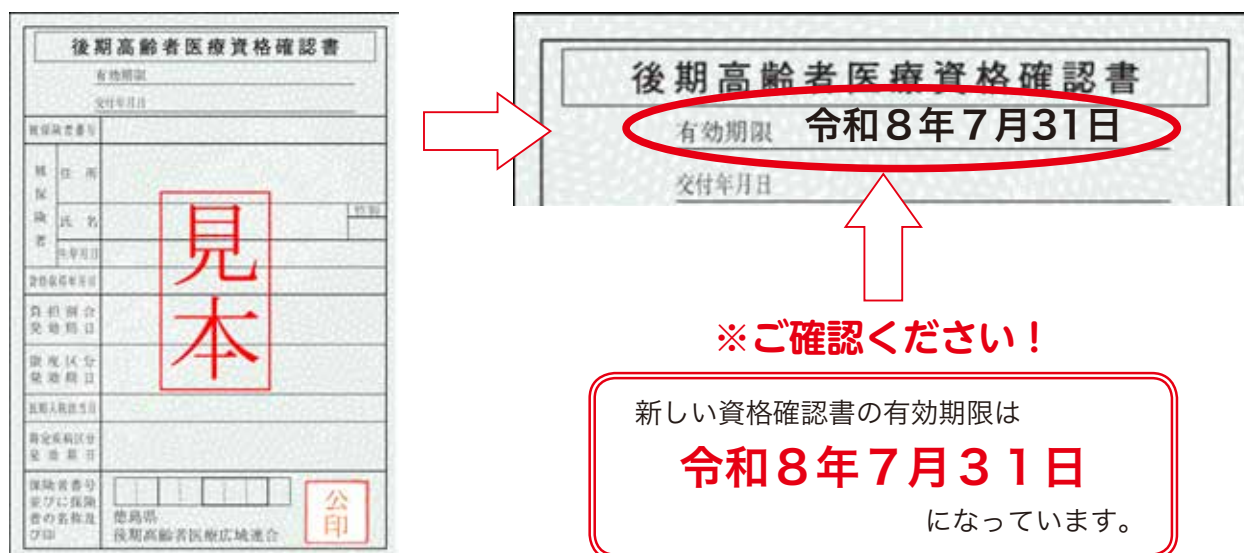
後期高齢者医療制度加入者の皆さまへ

後期高齢者制度に加入されている方全員に 資格確認書を交付します。

現在、後期高齢者医療制度に加入されている方には、有効期限が「令和7年7月31日」となっている〔紫色〕の「後期高齢者医療被保険者証」（以下、被保険者証）または〔黄色〕の「後期高齢者医療資格確認書」（以下、資格確認書）を、1人に1枚お渡ししています。

7月中に保険年金課から、被保険者証の代わりに使用することができる新しい〔薄緑色〕の資格確認書を、マイナ保険証をお持ちかどうかに関わらず、後期高齢者医療制度に加入されている方全員に送付します。令和7年8月1日から令和8年7月31日までの負担割合（1割、2割または3割）は、令和6年中の収入や所得に基づき、判定します。

8月1日以降は、被保険者証や古い資格確認書は使えませんので、受診の際は間違えないようご注意ください。



※資格確認書には限度区分を記載できますので、記載を希望される方は、保険年金課窓口にて申請してください。

※すでに記載の希望を申請済みの方、後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証（薄紫色の証）もしくは後期高齢者医療限度額適用認定証（灰色の証）をお持ちの方については、限度区分が記載されている資格確認書をお届けします。

令和7年度の保険料の決定通知書を 8月初旬にお送りします。

令和7年度の保険料が、年金から差し引かれている方は、4月分から8月分までは、仮徴収としてお支払いいただくこととなっています。

保険料の算定基礎となる前年の所得が確定後、年額保険料とお支払い方法のお知らせをお送りします。また、年金からの差引きではなく、納付書または口座振替により保険料を納めていただく方についても、保険年金課から年額保険料のお知らせと納付書をお送りします。